

2701C

大学院教育の質保証とは —制度の理解と運用

大津 正知

茨城大学 教学イノベーション機構

— 2 —

自己紹介（大学とどのように関わってきたか）

1. 出身・専門

- ・長崎県生。物理学→科学史。教養部最後の世代。20代のほとんどは大学院生（文・理に在籍、在学中に大学院重点化）
- ・現在の専門：高等教育マネジメント

2. 経歴

- ①特任助手 ②大学職員（国立大学10年、私立大学5年）
- ③現職（教学イノベーション機構、アカデミックアドバイジング室等）

3. 業務歴

教育改革、大学評価/質保証、IR、FD/SD、競争的資金 等

4. 高等教育政策に対するスタンス

- ・実務(実体験)的関心 + 学術的関心
- ・大学業界への貢献（どういふ方法が適切か？）

— 3 —

到達目標

（シラバスから）

1. 大学院教育の特徴とその編成の基本原則を説明することができる
2. 所属大学の大学院改革に際して、課題を指摘し、解決方法を提案することができる
3. 法令や制度の本質的な意味や隠れた機能を理解する姿勢を身につけることができる

— 4 —

内容紹介（コンテンツ）

1. そもそも「大学院とは何か」について、その制度の特質、歴史的経緯、政策の動向の3点から捉えていきましょう
2. 大学院の特質を踏まえ、授業科目の体系性、研究指導の担保、学位論文の評価の3点を中心に大学院教育の質保証を考えていきましょう。さらに、内部質保証の観点から掘り下げていきます

1-1 ポイント

大学院とは何か、曖昧さや 分かりにくさも含めて理解する

そもそも大学院とは ～基本的な構造～

大学院：制度上、大学（広義）に置かれるが、
大学（狭義／学士課程・学部）とは
別組織という位置付け

※実態は、学部・研究科で一体的運営も
→ 独立大学院

「大学院」 ≠ 「graduate school」

大学院という用語の曖昧さ、
位置付けの制度と実態の乖離

現行制度のおさらい

大学院設置基準第4条

2 博士課程の標準修業年限は、 年とする。＜省略＞

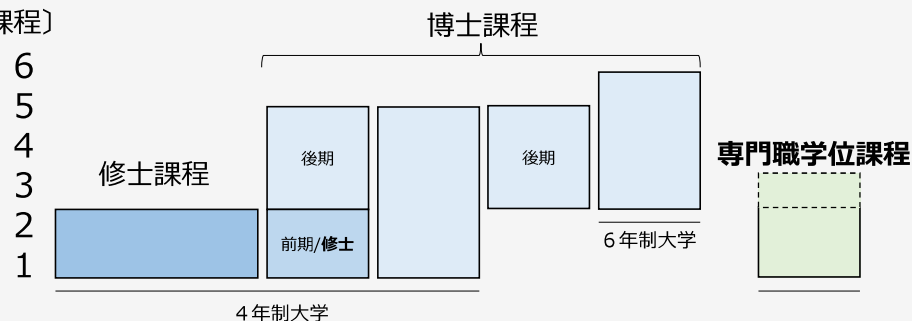
3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。
＜省略＞

4 前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。＜省略＞

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第3項に規定する後期3年の課程のみの博士課程を置くことができる。＜省略＞

第45条（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例）

〔課程〕



現行制度のおさらい

〔目的〕

大学院設置基準

（修士課程）修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（博士課程）博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

専門職大学院設置基準

（専門職学位課程）専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

1-2 ポイント

大学院の発祥と 日本での発展の経緯を理解する

アメリカ発祥の大学院

大学の起源：中世末の欧州、近代大学：ベルリン大学（1810）

大学院：米 ジョーンズ・ホプキンス大学（1876）

19世紀

アメリカの大学は紳士や牧師の養成機関（専門職養成は徒弟制）

アメリカの大学卒業者が科学の先進地ドイツに留学

帰国後に、高レベルの教育をアメリカの教育体系の中に組織化

「カレッジ（リベラルアーツ）」⇒「ユニバーシティ」

大学院の発展

＊ 高度な教育研究機関としての地位を確立

→ 大学院（アメリカ）or 研究所（旧ソ連）

＊ プロフェッショナル・スクールの発展

日本の大学院制度の歴史

帝国大学（1876）分科大学＋大学院

大学令（1918）学部にはすべて研究科を置く
研究科の連絡調整としての大学院

学校教育法（1947）

大学基準協会「大学院基準」（1949）新制大学院

大学院設置基準（1974）

学校教育法の改正（1976）等により大学院の性格を再定義
（研究者養成以外の目的、課程制博士の趣旨、修業年限の弾力化、
独立大学院、博士後期のみの設置、他の大学院との連携、・・・）

80～90年代以降 臨教審、大学審議会等の答申を受けた改革

専門職大学（2003）

日本の学位の歴史

学位令（1887）

博士・大博士（授与なく廃止）／総長推薦 等

1920改正

研究科に2年以上在籍、論文提出、審査合格

or 論文、同等の学力・・・現在の課程博士と論文博士の原型

学位規則（1953）＜学校教育法に根拠＞

博士に加え、修士が登場 大学院と学位が制度的に統合

1974改正

・「課程修了＝学位」という考え（論文博士も継続）

・博士：自立して研究を行う能力 ← 権威的実績

・修士：職業に必要な高度な能力が追加

1991 分野別の博士・修士の種類の廃止 2003 専門職学位

1-3 ポイント

高等教育政策における 大学院の方向性を理解する

大学院に関する主な答申等

臨時教育審議会 第2次答申（1986）第3次答申（1987）

大学審議会（1987-2001）答申等

1988「大学院制度の弾力化について」

1991「学位制度の見直し及び大学院の評価について」

1991「大学院の整備充実について」

1991「大学院の量的整備について」

1993「夜間に教育を行う博士課程等について」

1996「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」

1997「通信制の大学院について」

1999「大学院入学者選抜の改善について」

中央教育審議会（2001-）答申

2002「大学院における高度専門職業人養成について」

2005「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」

2011「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」

近年では（中央教育審議会大学分科会（審議まとめ））

2019「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」

2023「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について」

大学院に関する政策動向（政策上の課題）

政策における大学院の方向性

① 課程制大学院の確立（属人性への批判）

〔今後も徒弟制的な仕組みも存続？〕

要は、個人指導と組織的な指導の適切なバランス

… 相補的な関係

② 大学院システムの柔軟化（硬直性への批判）

- ・役割の多様化（研究者養成以外も）への対応
- ・学士課程との連携、モビリティ、修業年限の弾力化、…
- ・社会人（リ・スキニング）、留学生等の多様な学生の受入れ

⇒大学院の機能の強化・充実

大学院重点化とは

従来、政府は国立大学の大学院設置には抑制的

→旧制大学にのみ設置（旧帝等の特権、講座制、予算格差）

徐々に地方国立大学の大学院設置が進む中

大学院部局化（「学部教員→研究科」⇒「研究科教員→学部」）に
よって校費増を実現（東大法から、東大他、旧帝、旧官立大へ）

… 狭義の大学院重点化

国公私含めた、院生増（90年代に倍増）、改組・拡充等の
大学院教育重視の施策

… 広義の大学院重点化

<背景>

知識基盤社会に必要な人材育成、組織的な研究スタッフの必要性、
大学のステータス、大学進学率の上昇に連動、…

--- 学士課程を含めた再構築は？ 社会のニーズとの緊密な繋がりは？

2-1 ポイント

大学院教育の特徴 (全体構成) を把握する

大学院教育の制度的特徴

〔大学院設置基準〕第12条第1項 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年（－略－）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。（－略－）

修士課程 2年（≡ 60単位相当の教育）

授業科目 = 30単位以上
研究指導（≡ 30単位相当）⇒ 学位論文等

・・・ 研究指導 ≠ 授業（研究指導を除いて30単位以上の授業を履修）
「研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する」（NIAD-QE『自己評価実施要項』）

※ 原則的に博士課程（5年／30単位）も基本的な考え方は同様

関連する条文

第11条 大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（→「卒業又は修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」）に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第14条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院教育の3つの柱

○授業科目（体系性）

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（大学基準協会「評価の視点」）

○研究指導（計画・実施）

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（大学基準協会「評価の視点」）

○学位論文（基準、評価）

・大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること（NIAD-QE分析項目6-7-2）

2-2 ポイント

研究指導計画の作成について 考え方を整理する

-26-

研究指導計画(書)とは何か

研究指導：「学位論文の作成等に対する指導」(第11条)
であり、大学院教育の重要な柱の1つ

↓
具体(計画)化、可視化

研究指導計画(書)

大学院が、学生に対して、「研究指導の方法及び内容」と
「一年間の研究指導の計画」をあらかじめ明示するもの(第14条の2)
※学生自身が作成する研究計画と別物

研究指導のシラバス

- ・学生との契約書（のようなもの）
- ・学生の研究活動を促す指針
- ・社会的な説明責任（認証評価など）

...

-27-

研究指導計画書の内容

研究指導計画書に記載すべき具体的な内容

NIAD-QE分析項目 6-3-4

大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

【分析の手順】

- ・研究指導の基本方針や考え方を確認する。
- ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。
- ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T・A・R・Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する

※可能な限り具体的に記載する

「必要に応じて適宜面談し、指導する」では駄目？ 検証可能な記載であれば
なお良い

-28-

研究指導計画書の難点？

- ⇒ 研究指導計画書はあらかじめ明示されなければならない
- ・入学前？ 指導教員決定後相談しながら？
 - ・シラバスと同等と仮定するのであれば、

法令を厳密に解釈すれば、入学前(直後)に示す必要
しかし、現実的には難しい専門領域も多いのでは

<解決策？ 妥協案？>

研究計画書を2つ(2段階)に分ける

- ・あらかじめ明示できる計画（研究科等で共通の活動（中間発表の時期等の学位論文作成のスケジュール）、(副)指導教員の決定時期、研究倫理の指導（eLCoREをいつまでに修了）等）は事前に公表
- ・個々の学生に応じた研究指導計画は、入学後速やかに作成

2-3 ポイント

学位論文の評価の基準について 考え方を整理する

大学院の修了・学位

「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う」（第14条の2 第2項）

「30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること」（第16条）（博士課程は第17条）

修了：授業等(研究指導含め)による学修の成果
+ 学位論文 ⇒ DP

学位 = 課程の修了（学位 = 学位論文ではない）

もちろん、学位論文の基準の設定、基準に応じた評価は大学院教育の質保証の根幹の1つであることに変わりない

プロセスと成果

プロセス(形成的)

特に、博士課程においては、5年間を通した体系的な教育課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要（「新時代の大学院教育（答申）」）

成果(総括的)

学位論文の評価の基準

→教育情報の公表（学校教育法施行規則第172条の2第1項）で各大学対応済みのため問題なし？

学位論文に係る評価

学位論文の審査及び試験（第16条）

審査：論文自体の評価、学術的価値等（書面審査が中心）

試験：学位論文の内容の理解や当該専攻分野に関する知識（口頭試験が中心）（「高度の専門的知識及び能力」「当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養」（第11条 2））

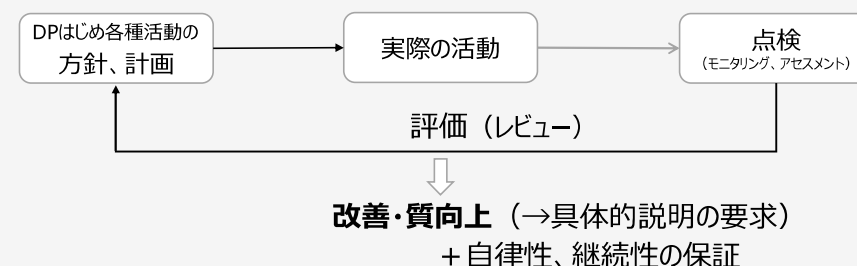
⇒実際に上記2つを明確に分けるかどうか（それぞれ別の基準を設けるかどうか）はともかく、学位論文自体の評価だけでなく、課程の目的に応じた評価を組み込むことで、学位論文の成果がDPの達成を保証するように制度を設計する方が良いのでは

※むしろ、課程制大学院の趣旨に則り、学位論文の比重が重すぎないようにすべき？（授業や研究指導を含め、課程全体で目的を達成）

2-4 ポイント

内部質保証を踏まえた大学院教育の質保証

内部質保証のとは（概念図）



大学評価（質保証）の主眼

⇒学修成果の評価や全学的な教学マネジメントの下、内部質保証の確立を重視した評価への転換（審議まとめ）

認証評価第4サイクル（2025～）も同様〔強化〕の方針

制度の確立 → 実際の稼働

大学院教育の質保証を再考する

大学院教育の質保証 ⇒ 内部質保証の一環として理解

- ・・・制度を作れば完了(静的)ではなく、動的なシステムの中で機能させてはじめて質保証に繋がる（組織的、根拠をもって）
「改善を継続的に行う仕組み(細目省令)」前頁の研究指導計画書の例

なぜ大学には内部質保証が必要なのか？

- ・大学、教員には裁量(自律性)がある
- ・大学の理念、規程、ガイドライン等に則る必要がある
- ・組織(機関)として自己点検を実施し、学生や社会に対し、教育活動の妥当性を担保する(し続ける)ことが求められる

↓
そのための体制、点検や改善の制度、手順、実績

内部質保証システムの適用

研究指導計画書の作成を例にして考えてみましょう

- ・全学の委員会等で基本方針が示され〔根拠資料：委員会資料等〕、
- ・各研究科等で実際の様式、作成や提出・確認の手順が決められ〔実際の様式、作成の手引き、教授会資料等〕、
- ・実際に指導が行われ〔実際の研究指導計画書、eLCoREの受講状況、指導の記録、実験・調査の記録等〕、
- ・全学又は研究科等で、研究指導の状況を自己点検・評価し、課題等を確認し〔全学又は研究科内の自己点検・評価委員会等の体制(規程)や点検の手順、委員会の議事録等〕、〈例〉副指導教員が機能していないという課題を確認
- ・課題に対して、責任者（学長、研究科長等）が改善指示を出し、それを受けた担当組織が改善策を提示する〔委員会、教授会等での改善策等の資料、議事録等〕。〈例〉副指導教員のマニュアルを作成

まとめ

まとめ① 大学院教育の基本

大学院教育は、授業と研究指導から成り立っており、その集大成である学位論文の作成・評価を経て、学位授与に至る。それらの統合的なプロセスを管理する

* 体系的な教育課程の編成のために、「コースワーク（学修課題を複数の授業科目を通して履修）」を設定する（※研究指導科目の扱いには留意が必要となる）

* 研究指導の実施や効果を担保するために、「研究指導計画(書)」を作成する。その際、研究指導のシラバスという役割を踏まえる

* 学位論文の評価にあたっては、論文自体の基準に加え、課程の到達目標（DP）を保証する基準を考慮する

まとめ② 大学院教育の質保証と大学の対応

大学院教育の充実のために、コースワーク、研究指導計画、学位論文の基準等の取組自体大切だが、内部質保証の文脈においては、活動改善を継続的に行う組織的な仕組みが機能していることを示す必要がある

【再掲】この時間の到達目標

1. 大学院教育の特徴とその編成の基本原則を説明することができる
2. 所属大学の大学院改革に際して、課題を指摘し、解決方法を提案することができる
3. 法令や制度の本質的な意味や隠れた機能を理解する姿勢を身につけることができる

↑ 目標に到達できたでしょうか？

ご清聴 感謝します。

大 津 正 知（おおつ まさと）

＜茨城大学 教学イノベーション機構＞

ご質問、ご意見等は

masatomo.otsu.zc52 @ vc.ibaraki.ac.jp

まで お願いします。